

## 災害管理業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月30日  
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定

「電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改訂）」に基づき、下記のとおり、災害管理業務の業務・システムの見直し方針を定める。

### 記

我が国の国土は、地震、津波などの自然災害の発生しやすい自然条件下に位置しているとともに、社会・産業の高度化に伴う大規模な事故による被害（事故災害）の発生にも対応することができるよう、防災対策の一層の充実強化が求められている。

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策について、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図っていく必要がある。

なかでも、防災対策にとって、情報は、平常時からの確に災害に備えるためにも、災害時に状況に即応した緊急対応や復旧等を行うためにも、最も基礎となるものである。

中央防災会議では、防災活動における情報の重要性や、情報技術（IT）の急速な進展等を踏まえ、「防災情報の共有化に関する専門調査会」を設置し、平成14年10月より12回にわたり審議を重ねた。審議では、政府が緊急に推進すべき防災情報システムの整備戦略の検討に重点をおき、平成15年3月に「防災情報システム整備の基本方針（以下「基本方針」という。）」を、政府として幅広く防災情報を共有するシステムの整備を体系的に推進する戦略としてとりまとめ、中央防災会議にて決定した。

内閣府を中心として各府省は、地方公共団体等の防災関係機関の協力を得つつ、基本方針及び本見直し方針を踏まえ、災害管理業務の業務・システムについて、最適化に取り組むものとする。

別添 防災情報システム整備の基本方針（平成15年3月18日中央防災会議）

#### 1. 対象範囲

本見直し方針が対象とする災害管理業務は、災害（風水害・地震・火山等）に関して防災関係機関が行う業務のうち、特に防災活動の根幹をなす、防災情報の共有とする。

#### 2. 最適化の基本理念

防災情報を関係機関等で横断的に共有することにより、

- ( 1 ) 限られた資材・人材の有効活用
- ( 2 ) 情報収集・伝達の省力化により、防災関係機関の災害対応能力の強化を図り、効果的・効率的な災害対策活動を実施する。

### 3 . 現状及び課題等

#### ( 1 ) 業務の現状及び問題点

災害発生時において、現場 地方公共団体・各府省出先機関 各府省 内閣府の各段階で情報が収集・集約され報告されていくが、その各段階において、次のような状況にあり、防災関係機関どうしの横断的な情報共有が不十分となっている。

被害の報告文書の様式が統一でない。

情報伝達手段は電子メールで効率が図られているものもあるが、電話、FAX を使用している状況も見受けられ、理解ややりとりに時間がかかることがある。

収集された情報が被災地で十分に活用されていないことがある。

#### ( 2 ) 業務の主要課題等

被害の報告文書の様式の統一

情報の視覚化

- ・地理情報システム ( G I S ) を活用した、地図による分かりやすい表示

共有すべき情報の蓄積

- ・被災情報、部隊派遣に関する情報等

情報共有のしくみづくり

- ・報告する側とされる側の双方向の情報共有

- ・既存の情報システムとのオンライン接続

なお、技術的な検討を行った上で、既存の情報システムとのオンライン接続を検討する。

### 4 . 見直し方針

以上のような課題に対し、基本方針では、「防災情報共有プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を構築することにより、

- ・防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化
- ・国、地方公共団体等の各機関の情報を共通のシステムに集約
- ・セキュリティに関する対応も含め円滑な運用のためのルール策定

を行い、これを前提としたシステムの整備を国・地方公共団体等が計画的に進めることとしている。これらを踏まえ、災害管理業務の業務・システムについて、以下のとおり、見直しを行い、最適化を図る。

#### ( 1 ) 防災情報の形式の標準化

防災情報については、避難勧告発令市町村名、破堤箇所などの災害発生時に報告され

ている災害情報、雨量データや河川水位データなどのシステムの的に収集されている観測情報、人口データ、道路地図などの定期的に整備されている基礎情報を情報共有の対象として、以下の検討を行い、防災情報の迅速かつ正確な共有を図る。

災害情報については、現行では電話・FAX及び電子メールによる連絡が主流であるところ、端末入力及びファイル読み込みによるデータ取り込み、電子報告様式を検討する。

観測情報については、現行ではシステムによって、システム構成やデータフォーマットが異なっているところ、オンライン接続を可能とする接続サーバの設置、標準的な接続インタフェース仕様を検討する。

基礎情報については、データフォーマットが異なっているところ、フォーマット変換による恒常的なデータベース化の実施、標準的な接続インタフェース仕様を検討する。

## (2) 情報の統合化、視覚化

各種の防災情報を地理情報システム(GIS)上で統合化する防災GISを整備し、迅速かつ的確な状況判断を可能とし、適切な防災活動に資する。

## (3) 共通システムの整備

内閣府は、国(中央省庁)の防災情報を、GIS(地理情報システム)を活用して共通の地図に集約し横断的に共有するプラットフォームを、民間、諸外国との相互運用性も考慮しつつ、統一的なデータフォーマット、インタフェース等を検討し、平成17年度までに整備する(中央防災会議H16.4.20)。さらに、内閣府が先駆的にプラットフォームを整備し、その仕様を公開することにより、各府省から地方公共団体、住民レベルに至る各段階でのプラットフォームの構築を促進し、全国的なプラットフォームの形成を誘導する。

プラットフォームの構築においては、学識経験者及び関係省庁からなる防災情報共有プラットフォーム検討会(座長:岡部篤行 東京大学教授) 関係省庁との検討・調整の場である防災情報共有WGを設置する。また、科学技術振興調整費による「危機管理対応情報共有技術による減災対策(代表:防災科学技術研究所)」とも連携の上検討を行う。

内閣府を中心として各府省は、円滑な防災業務の実施及び重複投資の排除の観点から、関係府省間で十分な調整を行い、プラットフォームと連携する情報システム及び情報項目並びに最適化に必要な措置等を明確にする。なお、プラットフォームと連携する情報システムとして地震防災情報システム(内閣府)を始め、関係各省庁等が所管するいくつかのシステムを想定しているが、具体的には、今後、関係各省庁等各機関と調整する。

## (4) 運用ルールの検討

外部の様々なシステムと接続した防災情報の迅速かつ円滑な共有、災害や人為的な攻撃に対する高いセキュリティ、継続的な防災情報の維持管理や更新等の運用ルールを検討し、確実な情報共有を図る。

( 5 ) その他

プラットフォームの構築に際しては、セキュリティ及び災害時の信頼性の確保、投資対効果等を考慮しつつ、オープンシステムの採用、汎用パッケージソフトウェアの利用、ハードウェアとソフトウェアの分離調達等の可否を含め、可能な限り効率的な構築方法を検討し、競争入札により調達を実施する。

上記の他、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添 3 「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、見直しを行う。

5 . 最適化計画の策定

本見直し方針及び基本方針を踏まえ、各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議の下、内閣府が中心となって、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に災害管理業務の業務・システムの最適化計画を策定する。